

消防団員等福祉共済契約約款

平成26年4月1日施行

(この共済の趣旨及び目的)

この共済は、公益財団法人日本消防協会（以下「本会」といいます。）が行う消防団員、消防職員及び地域において自主的に防災活動を行う者並びに都道府県消防協会、日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員（以下「消防団員等」といいます。）が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を守るとともに、消防団員等の福祉を増進し、消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする総合的な共済（以下「本共済」といいます。）です。

(被共済者の範囲)

第1条 本共済の被共済者は、消防団員等のうち、本共済に加入したもの（以下「加入者」といいます。）で、その範囲は、次の各号の定めるものとします。

- (1) 年齢は、80歳6か月未満のもの
- (2) 加入日の前日において健康であるもの。ただし、継続加入の場合は健康状態を問わないものとします。

(遺族援護金又は生活援護金の支給)

第2条 加入者が死亡した場合、又は事故により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったときに「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令 別表第二に定める障害の等級」（以下「障害の等級」といいます。）第1級又は第2級の状態に該当した場合（以下「重度障害」という。）に、本会は、第7条で定める金額の遺族援護金又は生活援護金を支給します。

- 2 前項の「治ったとき」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる状態（症状の固定）に達したときをいい、同一の事故により二以上の負傷又は疾病があるときは、その二以上の負傷又は疾病の全部が治ったときをもって「治ったとき」とします。
- 3 公務外の事故又は疾病を原因として遺族援護金又は生活援護金を支給する場合には、本会は、同一の原因に基づいて既に支給した障害見舞金及び入院見舞金を差し引くものとします。

(弔慰金又は重度障害見舞金の支給)

第3条 加入者が公務により死亡した場合又は重度障害の状態となった場合、本会は第7条に定める金額の弔慰金又は重度障害見舞金を支給します。

- 2 前条に定めるもののほか、加入者が公務により死亡した場合又は重度障害の状

態となった場合、その職務の執行状況に応じて次の区分により第7条に定める金額の弔慰救済金又は見舞金を付加して支給します。

- (1) 災害現場において危険を予想し得るにかかわらず敢然これを冒してその職務を執行した場合 第1号の付加給付
- (2) 前号の危険の程度に至らざる災害現場又はこれに準ずべき場所において職務を執行した場合 第2号の付加給付
- (3) 災害現場若しくはこれに準ずべき場所に職務執行のため赴かんとし事故にあった場合又は消防訓練等公務の執行に際し、自己の重大な過失によらない場合 第3号の付加給付

(保育援護金の支給)

第4条 加入者が公務中により死亡した場合、又は重度障害の状態となった場合において、その加入者に未就学の被扶養者がいるときは、本会は、死亡又は重度障害の状態となった時における当該被扶養者1名につき第7条に定める金額の保育援護金を支給します。

- 2 加入者が死亡し、又は重度障害の状態となった時に、配偶者の胎中に在る嫡出子については、本会は、その時にすでに生まれていたものとみなし、前項に定める共済金を支給します。

(障害見舞金の支給)

第5条 加入者が事故により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに障害の等級第3級から第12級までの状態に該当した場合、本会は、その等級に応じて第7条に定める金額の障害見舞金を支給します。

- 2 前項の「治ったとき」とは、第2条第2項を準用します。
- 3 第1項の障害見舞金が支払われる場合において、その原因が公務によるものであるときは、本会は、次の区分による加入者の職務の執行状況及び障害の等級に応じて第7条に定める金額の見舞金を付加して支給します。
 - (1) 災害現場において危険を予想し得るにかかわらず敢然これを冒してその職務を執行した場合 第1号の付加給付
 - (2) 前号の危険の程度に至らざる災害現場又はこれに準ずべき場所において職務を執行した場合 第2号の付加給付
 - (3) 災害現場若しくはこれに準ずべき場所に職務執行のため赴かんとし事故にあった場合又は消防訓練等公務に際し、自己の重大な過失によらない場合 第3号の付加給付
- 4 障害見舞金の共済金を請求できる日は、症状が固定したときとします。
- 5 加入者が同一の事故又は疾病により障害の等級に定める障害を二つ以上同時に受けたときは、それぞれの障害の状態の等級に相当する共済金額を障害見舞金として支給します。ただし、それらの障害の状態が身体の同一部位に生じたものである場合には、障害見舞金としてそれらの障害が属する等級のうち最も上位の等級に該当する共済金を支給します。
- 6 加入者が異なる事故又は疾病により、2回以上の障害を受けたときは、障害見

舞金としてその都度それらの障害の状態に対応する共済金を支給します。ただし、それらの障害の状態がすでに支払事由となった障害を生じた身体の同一部位に加重して生じたものである場合は、加重の結果、新たに生じた障害の状態に対応する給付金額から、すでに支払われた障害の状態に対応する給付金を控除して支給します。

7 加入者に対して支払う障害見舞金の額は、同一の原因又は同一の保障期間において、通算して第2条に定める障害の等級3級の障害見舞金の額をもって限度とします。

(入院見舞金の支給)

第6条 加入者が事故又は疾病を直接の原因として、その原因が発生した日から180日以内に、病院又は診療所に7日以上入院した場合、本会は、入院日数1日につき、第7条に定める金額の入院見舞金を120日を限度に支給します。

2 入院見舞金を請求できるのは、加入者が退院したとき、又は入院日数が120日を超えた日とします。

(共済金額)

第7条 本共済の第2条から第6条までに定める共済金額は次のとおりです。

区分	事由	給付種別等			共済金額 (円)
死亡	公務・公務外	遺族援護金			1,000,000
	公務	弔慰金			23,000,000
		弔慰救済金	付加 給付	1号	10,000,000
				2号	7,000,000
3号	5,000,000				
保育援護金				1人 250,000	
等 重 度 障 害 1 級 又 2 級 (障 害 の 等 級)	公務・公務外	生活援護金			1,000,000
	公務	重度障害見舞金			23,000,000
		見舞金	付加 給付	1号	6,000,000
				2号	4,500,000
3号	2,500,000				
保育援護金				1人 250,000	
障 害 3 級 (障 害 の 等 級)	公務 ・ 公務外	障害見舞金	3級又は4級	500,000	
			5級又は6級	300,000	
			7級又は8級	180,000	
			9級又は10級	90,000	
			11級又は12級	60,000	

級級障 害 3 級 （ 障 害 の 1 の 2 等	公務	見舞金	付加 給付	3 級～6 級	1 号 2 号 3 号	750,000 750,000 500,000
			付加 給付	7 級～9 級	1 号 2 号 3 号	500,000 500,000 400,000
入 院	公務・公務外	入院見舞金(120 日限度) 7 日以上の入院で 1 日あたり			1 日	1,500

(事故の範囲)

第 8 条 第 2 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条に規定する事故の範囲は、次のものを除く事故をいいます。

- (1) 過度の高温及び日射病
- (2) 飢、渴
- (3) 治療目的以外の内外科的処理による合併症
- (4) 治療上の事故及び治療処置後の合併症

(共済金を支給できない場合)

第 9 条 本会は、前条までの規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、共済金を支給しません。

- (1) 加入者又は共済金受取人の故意又は重大な過失による場合
- (2) 加入者の犯罪、違法行為又は死刑の執行による場合
- (3) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故の場合
- (4) 加入者の自殺又は自殺未遂による場合
- (5) 戦争その他の変乱による場合

(共済金の受取人)

第 10 条 この共済契約の共済金の受取人は、加入者とします。

2 前項の規定にかかわらず、加入者が死亡した場合の遺族援護金、弔慰金、弔慰救済金および保育援護金の受取人は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令第 8 条第 3 項に定める順位を準用し、次のとおりとします。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父、母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順と

します。

- 4 第2項及び第3項の規定により加入者が死亡した場合の遺族援護金、弔慰金及び弔慰救済金の受取人に同順位者が二人以上あるときは、その共済金は、その人数によって等分して支払います。

(大災害等による共済金の削減支払)

第11条 地震、津波、噴火、風水害等の大災害等の発生によりこの契約約款に定める共済金を支払うことが困難と認められ、やむを得ない場合は、理事会の決議によって共済金を減額して支払うことがあります。

- 2 共済金を削減して支払うときは、本会は、共済契約者を通じて共済金の受取人に通知します。

(共済契約者の範囲)

第12条 本共済の共済契約者は、都道府県消防協会、日本消防協会、全日本消防人共済会および消防育英会とし、団体契約により本会与共済契約を締結します。

(責任開始日および契約日)

第13条 共済契約者から本会所定の様式による共済契約申込書による申し込みを本会が承諾した場合には、本会は、承諾日の翌月1日から共済契約の責任を負います。

- 2 前項により本会の責任が開始される日を契約日とします。

(共済期間)

第14条 本共済の保障期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし1年毎に更新を行うものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、途中加入の場合は、加入申込日の翌月の1日からその後に来る最初の3月31日までの期間とします。

(共済証書)

第15条 本会は、共済契約を締結した場合、次の各号に定める事項を記載した共済証書を共済契約者に交付します。

- (1) 本会の住所及び名称
- (2) 共済契約者名
- (3) 加入申込消防団、消防本部、自主消防隊等及び県消防協会等名
- (4) 共済金の受取人
- (5) 共済の給付内容及び共済金
- (6) 共済期間の始期及び終期
- (7) 掛金の払込方法
- (8) 共済金の支払方法
- (9) 共済契約を締結した日
- (10) 共済証書を作成した日

(掛金)

第16条 本共済の掛金は、加入者1人につき別表1のとおりとします。

(掛金の払込)

第17条 共済契約者は、本会に対し第13条に規定する共済期間開始日の前月末日までに、掛金を本会の指定口座に払込まなければなりません。

(共済契約者の共済契約申込み及び掛金払込みの猶予期間と共済契約の失効)

第18条 本共済の共済契約者が第13条第1項に規定する共済契約申込みおよび前条に規定する掛金の払込みを行う場合、共済契約申込みおよび掛金の払込期月の翌月1日から翌々々月末日までを猶予期間とします。また、同条第2項に規定する途中加入の場合の共済契約申込みおよび掛金の払込みについては、共済契約申込みおよび掛金払込期月の翌月末日までを猶予期間とします。

2 猶予期間内に共済契約申込みおよび掛金が払い込まれないときは、本共済契約及び加入者の加入は、猶予期間満了日の翌日にその効力を失います。

(猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合)

第19条 猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合、前条に規定する猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込みおよび掛金の払込みのあったことを確認してから共済金を支払います。

2 前項による共済金の支払期間は、第27条第2項に規定する共済金の請求に必要な書類が、猶予期間中の共済契約者からの共済契約申込みおよび掛金の払込みがある前に本会に到着している場合は、掛金の払込みがあった日を請求日として準用して取り扱います。

3 前項の猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込みおよび掛金の払込みがなかった場合、共済金の請求はなかったものとして共済金の請求に必要な書類は共済契約者に返却します。

(掛金の増額または共済金の減額等)

第20条 本会は、その業務または財産の状況に照らして本共済の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、主務官庁の認可を得て、掛金を増額しまたは共済金額を減額することがあります。

2 本会は、前項に定める掛金を増額しまたは共済金額を減額することとなった場合、その内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる共済契約の共済期間満了の日の2か月前までに共済契約者を通じて加入者に通知します。

(詐欺による取消)

第21条 共済契約への加入に際して、加入者または共済金の受取人に詐欺の行為があったときは、当該加入者の加入を取り消すことができます。この場合、本会は、すでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

(不法取得目的による無効)

第22条 加入者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約へ加入したときは、当該加入者の加入は無効とします。この場合、本会はすでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

(告知義務)

第23条 本会は、共済契約の締結に際し、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、告知書等において本会が告知事項として質問することができます。

2 前項により、本会が告知事項として質問した場合、加入者は書面により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第24条 加入者が、前条の規定により本会が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、本会は、将来に向かって当該加入者の加入を解除することができます。

2 本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、当該加入者の加入を解除することができます。この場合、本会は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

3 前項の規定にかかわらず、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたときは、本会は、共済金を支払います。

4 当該加入者の加入の解除は、当該共済契約者および加入者に対する通知により行います。

5 本会は、第1項により、当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたとき、当該加入者に対して払込まれた掛金は返還しないものとします。

(告知義務違反による解除ができない場合)

第25条 本会は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができません。

- (1) 本会が、共済契約の締結または加入者の加入の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
- (2) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
- (3) 共済契約が更新され、契約日から起算して1年をこえて有効に継続したとき

(重大事由による解除)

第26条 本会は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該共済契約または加入者の加入を将来に向かって解除することができます。

- (1) 共済契約者または加入者が、この共済契約の共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合
- (2) 共済金の受取人が、この共済契約の共済金を詐取する目的または他人に詐取

させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合

(3) この共済契約の共済金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(4) 前3号に掲げるものほか、共済金の受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合

2 本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの当該契約または加入者の加入を解除することができます。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、共済金の支払を行いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

3 本会は、第1項により、当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたとき、当該加入者に対して払込まれた掛金は返還しないものとします。

4 本条による解除は、共済契約者または加入者に対する通知により行います。

（共済金の請求および支払時期等）

第27条 共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者は加入者または共済金の受取人からの通知に基づき、すみやかに本会に通知するものとします。

2 支払事由が生じた共済金の受取人は、本会が別に定める必要書類を共済契約者を經由して本会に提出して共済金を請求することを要します。

3 共済金は、前項の必要書類が本会に到着した日（以下、「請求日」といいます。）の月の翌月末までに、原則として共済契約者を經由して共済金の受取人に支払います。

4 本会は、共済金の支払のために確認が必要な次の各号の場合において、共済契約の締結から請求までの間に本会に提出された書類だけではその事項の確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、前項に規定する支払期限から起算して15日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認が必要な事項
1	共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める共済金の支払事由に該当する事実の有無
2	共済金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	共済金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前二号に定める事項または共済契約者または加入者もしくは共済金の受取人の共済契約締結の目的もしくは共済金の請求の意図に関する共済契約の締結時から共済金の請求時までにおける事実

5 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会または調査が

不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、共済金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ各号に定める日数(複数の号に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。

号	特別な照会または調査の対象となる事項とその内容	日数
1	前項各号に定める事項についての弁護士法その他の法令にもとづく照会	180日
2	前項各号に定める事項を確認するための、専門機関による調査または鑑定等の結果の照会	180日
3	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における前項各号に定める事項の確認のための調査	180日
4	前項各号に定める事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会	180日
5	前項各号に定める事項についての日本国外における調査	180日

6 前2項の規定を適用する場合には、本会は、共済契約者を經由して共済金を請求した者に通知します。

7 第3項から第5項に定める支払期限をこえて共済金を支払う場合は、本会は、支払期限の翌日以降遅滞の責任を負い、遅延利息を共済金とあわせて支払います。

8 前項にかかわらず、第4項または第5項の確認等に際し、共済契約者または加入者または共済金の受取人が、正当な理由なくその確認等を妨げ、またはこれに応じなかったときは、本会は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

(解約)

第28条 共済契約者または加入者は、第13条第1項、第17条または第18条の規定により共済契約申込みおよび掛金の払い込みを行った以降、将来に向かって共済契約又は加入者の加入の解約はできますが、既に払い込まれた掛金は、本共済の収支に組み入れていることから返還しません。

(共済契約の消滅)

第29条 共済契約または加入者の加入はつぎの各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもってその効力は失われます。

号	共済契約の消滅に該当する場合	消滅年月日
1	加入者の年齢が80歳6ヶ月に達したとき	80歳6ヶ月に達した日
2	加入者の死亡または重度障害の状態のとき	加入者の死亡または重度障害の等級の決定した日
3	加入者が退団、退職又は除隊したとき	加入者の退団、退職又は除隊した日
4	加入者の本会からの脱退	加入者が本会から脱退した日の属する月の末日
5	猶予期間の満了[共済契約の失効](第1	猶予期間満了日

6	8条関係) 告知義務違反による解除(第24条関係) 重大事由による共済契約または加入の解除(第26条関係)	告知義務違反による解除の通知の到達日 重大事由による解除の通知の到達日
---	---	--

2 前項による共済契約又は加入者の加入が消滅し、消滅した日以降の未経過掛金がある場合、その未経過掛金は本共済の収支に組み入れていることから返還しません。

(福祉増進事業)

第30条 本会は、本共済の事業として、第2条から第7条に規定する共済金額の支給を行うほか、加入者である消防団員等の福祉の増進と本共済の健全な運営を図るため、つぎに定める福祉増進事業を行うことができます。

- (1) 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- (2) 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- (3) 殉職消防団員等の慰霊祭の事業
- (4) 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業

2 都道府県消防協会が行う前項に規定する事業に対して助成を行うことができます。

(時効)

第31条 共済金、掛金の返還及びその他この共済に関連する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。

(管轄裁判所)

第32条 この共済契約における共済金の請求その他この共済に関する一切の訴訟については、本会の主たる事務所の所在地または共済金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

別表1 第16条に規定する加入者1人当たりの掛金

加入月日	掛金(円)
4月1日	3,000
5月1日	2,750
6月1日	2,500
7月1日	2,250
8月1日	2,000
9月1日	1,750
10月1日	1,500
11月1日	1,250

12月1日	1,000
1月1日	750

附 則
(施行期日)

保険業法の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項に基づく行政庁の認可を得、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行します。

附 則

1 改正後のこの契約約款は、平成28年4月1日から施行する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令
別表第二に定める障害の等級

障害等級	障 害
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したのもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したのもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したのもの
第二級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五 両上肢を手関節以上で失ったもの 六 両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したのもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失ったもの
第四級	一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失ったもの

第四級	<ul style="list-style-type: none"> 四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第五級	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 一上肢を手関節以上で失ったもの 五 一下肢を足関節以上で失ったもの 六 一上肢の用を全廃したもの 七 一下肢の用を全廃したもの 八 両足の足指の全部を失ったもの
第六級	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の視力が〇・一以下になったもの 二 咀嚼 又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの
第七級	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの 二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六 一手の母指を含み三の手指を失ったもの又は母指以外の四の手指を失ったもの 七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 八 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 十 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 十一 両足の足指の全部の用を廃したもの 十二 外貌に著しい醜状を残すもの 十三 両側の睾丸を失ったもの
第八級	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 脊柱に運動障害を残すもの

第八級	<p>三 一手の母指を含み二の手指を失ったもの又は母指以外の三の手指を失ったもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>十 一足の足指の全部を失ったもの</p>
第九級	<p>一 両眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>九 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</p> <p>十三 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</p> <p>十五 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>十七 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第十級	<p>一 一眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二 正面視で複視を残すもの</p> <p>三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</p>

第十級	<p>十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>十一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第十一級	<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第十二級	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>九 一手の小指を失ったもの</p> <p>十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>十一 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</p> <p>十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p> <p>十三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>十四 外貌に醜状を残すもの</p>
第十三級	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>八 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>十一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>
第十四級	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>

第十四級	<p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p>
------	---